

〔参考条文〕

■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(1) ~ (32) 略

(33) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

(34) 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添3)に適合することとする。

■ 電気事業法

(業務規程)

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(送配電等業務指針の認可)

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 内容が法令に違反しないこと。
- 二 策定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
- 三 不当に差別的でないこと。

3, 4 (略)

別添2

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の15の規定による広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

推進機関の設立の認可については、次に掲げる事項が、広域的運営推進機関設立認可申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準
 - (1) 事務所の所在地について、会員が往訪しやすく、かつ、国の機関と密接な連絡をとることができる場所が記載されていること。
 - (2) 会員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - ① 会員が推進機関に加入する際の手続
 - ② 推進機関は、次に掲げる場合に、会員に対して、過怠金その他の制裁を科す旨
 - イ 会員が第28条の40第6号の指導・勧告に従わない場合
 - ロ 会員が第28条の42第1項の規定による報告又は資料の提出を行わない場合
 - ハ 会員が第28条の43の規定による情報提供を行わない場合
 - ニ 会員が第28条の44第1項の規定による指示に従わない場合
 - ホ 会員が法令に適合しない行為を行っているとして認められる場合
 - ヘ 会員の行為が推進機関の業務の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - ③ 会員は、送配電事業者（一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者）により構成されるグループ、電気の小売業を営む事業者（小売電気事業者及び登録特定送配電事業者）により構成されるグループ及び発電事業者により構成されるグループの3つのグループにそれぞれ分類される旨
 - (3) 総会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - ① 第28条の33第1号から第4号までに掲げる事項及び電気事業法に特別の定めがあるもののほか、少なくとも事業計画及び事業報告書に関する事項が総会の決議事項である旨
 - ② 送配電等業務指針の策定又は変更が総会への報告事項である旨

- ③ 総会における議決権については、上記（２）③の各グループの議決権の総数がそれぞれ同数である旨
 - ④ 供給区域において電力系統を維持し、及び運用する事業並びに電力系統を利用して発電及び電気の小売業を営む事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えない旨
 - ⑤ 一の事業者及びその子法人等（一の事業者が法人等（法人、組合その他の事業体をいう。以下この⑤において同じ。）の議決権の過半数を有する場合における当該法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の議決権の過半数を有する場合における当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。以下この⑤において同じ。）が上記（２）③の同一のグループに属する場合であって、会員が、当該一の事業者及びその子法人等の集団に属するときは、当該集団に属する会員のうち、一の会員が議決権を有する旨
 - ⑥ 会員は、推進機関に対して、総会における議決権の設定に必要な情報を提出しなければならない旨
 - ⑦ 理事長は、会員から会議の目的である事項を示して請求があった場合であって、当該会員の議決権の合計が総会員の議決権の合計の5分の1以上であるときは、臨時総会を招集しなければならない旨
 - ⑧ 発電用の電気工作物を設置する者等であって会員ではないものが、総会に参加して、意見を述べることができる旨
 - ⑨ 総会の議事録は、原則として公表する旨
- (4) 役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 役員に関する次に掲げる事項
 - イ 役員は、理事長1人、理事4人以内、監事2人以内とする旨
 - ロ 理事長及び理事は、常勤とする旨
 - ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項
 - ニ 電気事業者の役職員であった者が役員となる場合、上記（２）③の各グループから1人ずつ役員を選出する旨及び当該役員は、各グループの利害にかかわらず、中立的でなければならない旨
 - ホ 理事長は、特定の電気事業者若しくは特定の電気事業者と密接な関係を有する事業者又は電気事業に関する特定の団体の利益を代表する立場の者でないものとする旨
 - ヘ 役員及び役員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範
 - (i) 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
 - (ii) 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項

- (iii) 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項
 - (iv) 業務上創造された知的財産の保護に関する事項
 - (v) 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項
 - (vi) 倫理的行動に関する事項
 - (vii) 有価証券等の売買に関する事項
- ト 役員等の処分に関する事項
- ② 理事会に関する次に掲げる事項
- イ 理事長及び理事により構成される理事会を設置する旨及び監事は、理事会その他の重要な会議に出席して、意見を述べることができる旨
 - ロ 理事会において、理事は各1個の議決権を有する旨及び理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長が決する旨
 - ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨
 - (i) 総会に諮らうとする事項（定款の変更、予算の決定又は変更、業務規程の変更、決算、役員を選任又は解任、事業計画及び事業報告書等）
 - (ii) 会員に対する制裁
 - (iii) 役職員の処分
 - (iv) 職員の任免
 - (v) 組織及び職位の改廃又は新設
 - (vi) 評議員の任免
 - (vii) 評議員会から提出された意見に対する理事会の見解
 - (viii) 送配電等業務指針の策定又は変更
 - (ix) 地域間連系線及び地内基幹送電線（※）（以下「地域間連系線等」という。）に関する長期の整備計画及び個別の地域間連系線等の整備計画（以下「地域間連系線等の整備計画」という。）に関する事項

（※）使用電圧が250キロボルト以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の場合は最上位電圧のみ。
 - (x) 供給計画の取りまとめに関する事項
 - (xi) 系統アクセス業務に関する事項
 - (xii) 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」という。）に関する事項
 - (xiii) その他重要な意思決定事項（会員に対する指示、電気供給事業者に対する指導・勧告、会員に対する資料提出要請、対外的な情報発信等）
- ニ 理事会の開催に関する事項

- ホ 理事会の議事録は、原則として公表する旨
 - へ 理事会は、事業者、有識者等の意見を聴取するため、必要に応じ、委員会等を設置することができる旨
- (5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関における評議員会の位置付け
 - ② 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を、理事会での審議に先立って審議する旨
 - イ 定款の変更
 - ロ 予算の決定又は変更
 - ハ 業務規程の変更
 - ニ 決算
 - ホ 組織の改廃又は新設
 - へ 送配電等業務指針の策定又は変更
 - ト 地域間連系線等の整備計画に関する事項
 - チ 供給計画の取りまとめに係る第29条第2項の意見の送付に関する事項
 - リ 電源入札等に関する事項（緊急の場合を除く。）
 - ③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨
 - イ 苦情処理に関する事項
 - ロ 系統の信頼度評価に関する事項
 - ハ 指示、指導・勧告、系統アクセス業務その他の理事会の活動状況
 - ニ 需要家が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務の実施状況
 - ホ 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電用の電気工作物の設置に係る進捗状況や稼働状況
 - ④ 評議員の構成は、需要家、学識経験者等の多様な意見が適切に反映され得る構成とする旨及び評議員の任期に関する事項
 - ⑤ 評議員会の開催に関する事項
 - ⑥ 評議員会は、その審議結果を理事長に提出することができる旨
 - ⑦ 評議員会の議事録は、原則として公表する旨
- (6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関の運営費のうち、総会開催費等に係る費用については、理事会が会員の数を勘案して決議する額を、会費として全ての会員に課す旨
 - ② 推進機関の運営費から、上記①により得られる会費及び前年度からの繰越金を差し引いた額については、理事会が一般送配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要を勘案して決議する額を、特別会費として一般送配電事業者である会員に課す旨
 - ③ 推進機関の運営費のうち、電源入札等を実施した場合に必要な補てん金については、理事会が決議する額を会費等に加え一般送配電事業者たる会員に課す旨

- (7) 財務及び会計に関する事項として、事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余額を翌年度に繰り越す旨が記載されていること。
- (8) 公告の方法として、推進機関の公告は、法令に特別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う旨が記載されていること。

2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

- (1) 第28条の40第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - ① 推進機関は、第28条の40第1号の監視を行うため、会員から、翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画（以下「需給計画」という。）の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨
 - ② 推進機関は、会員の需給計画、一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の見通し及び我が国全体における電気の需給の見通しを監視するとともに、常時、一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況、調整力の確保の状況及び我が国全体における電気の需給の状況を監視する旨
 - ③ 推進機関は、小売電気事業者である会員の供給力の確保の状況を監視する旨
- (2) 第28条の40第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - ① 第28条の40第1号の監視により、会員の需要想定が、過去の実績、契約電力等に照らして適切でない場合、会員の需要想定に比して当該会員の供給力が不足すると見込まれる場合その他会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、当該会員に対して、必要な指示を行う旨
 - ② 一般送配電事業者である会員の供給区域における電気の需給の状況を改善する必要があると認められる場合、広く会員に対して、必要な指示を行う旨
 - ③ 推進機関は、会員に対し指示を行った場合、これを速やかに公表する旨
- (3) 第28条の40第3号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも、送配電等業務指針の策定又は変更を行う場合には、理事会における審議に先立って、会員からの意見を十分に聴取する旨その他の送配電等業務指針の策定又は変更に関する手続が記載されていること。
- (4) 第28条の40第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - ① 推進機関が長期（10年間）の需要想定を策定する旨及び推進機関は、必要に応じ、会員に対して、当該会員が需要想定を策定するために参考となる情報を提供する旨

- ② 推進機関が策定する需要想定要領には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない旨
- イ 需要想定に関する基本事項（想定期間、想定対象及び想定需要区分等）
 - ロ 供給区域の需要の想定方法
 - ハ 小売需要の想定方法
- ③ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申の手順及び方法。また、推進機関は、当該取りまとめに当たっては、必要に応じて、会員から事情を聴取し、当該供給計画の送配電等業務指針、地域間連系線等の整備計画等への適合性を確認する旨。
- ④ 推進機関は、必要に応じて、会員と供給計画について必要な調整を行う旨
- ⑤ 長期の電気の需給の見通し等を広く公表する旨
- ⑥ 推進機関は、我が国全体における地域間連系線等の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下単に「長期方針」という。）を策定する旨
- ⑦ 長期方針の策定及び改定に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨
- イ 長期方針は、透明性を確保した手続で作成し、策定後直ちに公表されるべきものであること。
 - ロ 長期方針は、少なくとも数年ごとに改定され、かつ、必要に応じて不定期に改定されるものであること。
 - ハ 長期方針の不定期な改定に係る具体的な方法
 - ニ 長期方針は、総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等における審議及び推進機関の調査分析の結果を踏まえて策定するものであること。
 - ホ 長期方針は、10年を超える長期を見通して、我が国全体のあるべき電力系統の姿を示すとともに、その実現に向けた考え方を示すものであること。
 - ヘ 長期方針は、電気事業者や海外諸国の関係機関等との意見等を踏まえた検討を経て策定されるものであること。
- ⑧ 推進機関は、地域間連系線等の整備計画を策定する旨及び地域間連系線等の整備計画の策定に当たっては、委員会等を設け、既設の設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえた検討を行う旨
- ⑨ 推進機関は、発電事業者から提出される発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者による適切な流通設備の整備計画の立案のために必要な情報を、一般送配電事業者に対して共有しなければならない旨
- ⑩ 推進機関は、流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、電気事業者に対して共有しなければならない旨
- ⑪ 推進機関は、経済産業大臣から地域間連系線等の整備に関する検討の要請を受けた場合には、当該要請に従って個別の地域間連系線等に係る計画策定手続（以下「計画

策定プロセス」という。)を開始する旨及び当該地域間連系線等の整備計画の取りまとめまでに要する期間を経済産業大臣に報告し、公表する旨

- ⑫ 第28条の40第4号の検討を行うため、電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨
- (5) 第28条の40第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 推進機関は、供給力の確保を最終的に担保するための手段として、推進機関による電源入札等を行う旨
- ② 電源入札等の対象は、発電用の電気工作物の設置、維持及び運用する者とする旨
- ③ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨
- イ 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合
- (i) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供給信頼度評価業務等を通じて、電源入札等の検討の必要性が認められる場合
- (ii) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電用の電気工作物や、大規模自然災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合
- ロ 一般送配電事業者より検討の必要性の提起があった場合
- ハ 経済産業大臣からの検討の要請があった場合
- ④ 推進機関は、電源入札等の必要性、実施要領や落札者の決定等に当たっては、有識者を含めた検討会を設置し検討を行う旨
- ⑤ 推進機関は、定期的に、入札した発電用の電気工作物の設置に係る進捗状況や稼働状況を検討会に報告する旨。
- ⑥ 電源入札等に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

- (6) 第28条の40第6号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる場合に同号の指導・勧告を行うなど、同号の指導・勧告を行う具体的な要件及び手順が明確に記載されていること。

- ① 第28条の40第1号の監視を通じて、会員が需給バランスを確保する見込みがないと認められる場合
- ② 第28条の40第7号の苦情の処理及び紛争の解決を行うに当たり、必要があると認められる場合
- ③ 第28条の40第8号の連絡調整を行うに当たり、地域間連系線の運用容量若しくはマージンの算定又は系統アクセス業務において、会員が正当な理由なく、必要な調整に応じない場合
- ④ 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめの結果、当該供給計画が送配電等業務指針、地域間連系線等の整備計画等に照らして不適切であると認められる場合
- ⑤ ①から④までのほか、電気供給事業者が、法令、定款、業務規程又は送配電等業務

指針に照らして不適切な行為を行っていると思われる場合

(7) 第28条の40第7号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 苦情受付、相談、あっせん及び調停を行うために必要な体制を整える旨
- ② 紛争の解決については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）の規定に準じて行う旨

(8) 第28条の40第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- ① 送配電等業務に関する情報提供については、「系統情報の公表の考え方」（2015資電部第17号。以下「系統情報ガイドライン」という。）に基づいて行う旨
- ② 推進機関は、需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）により、法令に基づき必要となる需要者の承諾を得た小売電気事業者が、当該需要者に関する必要な情報を入手できる環境を提供する旨
- ③ 推進機関は、スイッチング件数の推移等を監視し、その利用状況を公表する旨
- ④ スwitching支援システムの利用に関する事項を送配電等業務指針に定める旨
- ⑤ 推進機関は、会員から提出を受けた地域間連系線等の作業停止に関する計画について必要な調整を行い、当該調整後の計画を会員に通知する旨。

⑥ 地域間連系線に関する次に掲げる事項

イ 地域間連系線の監視、広域的な電力取引に係る情報の把握、出力制御に制約等のある電源等の取扱い、混雑時の処理の手続等地域間連系線に係る業務の手順。

ロ 地域間連系線の運用容量及びマージンの妥当性を検討する旨並びに当該検討の手順並びに当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨。また、会員は、推進機関の要請に基づき、当該検討に必要な情報を提出しなければならない旨。

ハ マージンは、推進機関が定期的に必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表する旨

ニ 実需給断面におけるマージンは、各供給区域における供給予備力が必要量確保されている場合には0とするものとする旨及び0とならない場合には、あらかじめ、その理由が明らかにされなければならない旨

ホ 特定の供給区域において、再生可能エネルギー電気等を発電する発電設備の増加等により、調整力が不足し、当該特定の供給区域において周波数調整ができない、又はできないおそれがあると認められる場合の広域的な周波数調整を行うための要件及び実施手順を定める旨

⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

イ 電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）から1万キロ

ワット以上の発電用の電気工作物の系統アクセスに係る申込みがあった場合、一般送配電事業者との間で上記⑥への広域的な周波数調整による接続の可能性も含めた検討の上、系統情報の公表の考え方及び「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2015資電部第16号。以下「費用負担ガイドライン」という。）も踏まえた必要な検討を行い、当該系統連系希望者に対して、原則3ヶ月以内に回答を行う旨

ロ 推進機関が系統アクセスの受付を行う場合は、別添3の2.（1）から（5）までの内容を準用し、申請・回答様式及び標準処理期間は、一般送配電事業者が受付を行う場合と同一とする旨

ハ 推進機関は、当該検討を行うために必要な電力系統の安定度に関するシミュレーションを行うための分析ツールを具備する旨

ニ 推進機関は、一般送配電事業者に対して申込みがあったものを含め、定期的に系統アクセスに係る受付及び回答の状況を取りまとめ、公表する旨

ホ 推進機関は、推進機関が系統アクセスを受け付けた案件、別添3の2.（4）②及び⑤、（5）②及び⑥並びに（6）②及び⑥の案件並びに（10）により提出を受けた情報を分析し、その分析結果を定期的に公表しなければならない旨

へ 推進機関は、系統連系希望者がその発電用電気工作物を電力系統に接続する際、当該系統連系希望者の特定負担となる送変電設備の増強が一定規模以上必要になることが見込まれる場合、当該系統連系希望者に対して、①推進機関が近隣の電源接続案件を募り、複数の系統連系希望者による設備増強を行うことができる可能性があること又は②推進機関における計画策定プロセスを提起できる可能性があることを説明しなければならない旨

ト 推進機関は、近隣の電源接続案件を募る場合は、以下の方法により、近隣の電源接続案件の募集手続を行わなければならない旨、当該手続の実施に当たっては、情報管理を徹底しなければならない旨及びその標準処理期間

（i）募集の対象となる送電系統の周辺地域における他の系統連系の案件を、入札その他の公平性及び透明性が確保された方式により募集する方法

（ii）応募のあった系統アクセス希望案件を考慮に入れた送変電設備の設備増強計画について、一般送配電事業者に検討を要請し、別添3の2.（5）に準じて回答を行う方法

チ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、既存の発電用の電気工作物の建て替えに伴う連系希望者を募るに当たり、既存の発電用の電気工作物の建て替えは新規の発電用の電気工作物の連系の場合と同様に取り扱うことが公平であるとの考えに基づき、連系希望の募集手続を行わなければならない旨、当該手続の実施に当たっては、情報管理を徹底しなければならない旨及び標準処理期間を定める旨

リ 推進機関は、費用負担ガイドラインに基づき、一般負担の基準額を検討し、指定する

旨

- ⑧ 卸電力取引所において成約した取引に関する情報の把握の方法
 - ⑨ 推進機関は、一般送配電事業者が別添3の6.(6)①ロ以降の抑制指令を行った場合は、その運用が、法令及び送配電等業務指針に照らして適切に行われていることの確認、検証及び公表を行わなければならない旨
 - ⑩ 推進機関は、一般送配電事業者から全国のインバランス量を集計し、集計結果を卸電力取引所に通知する旨
- (9) 第28条の40第9号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関は、毎年度、次に掲げる事項を含んだ報告書を作成し、これを公表する旨
 - イ 前年度までの電気の需給（一般送配電事業者である会員の供給区域における周波数や電圧の変動、停電の情報を基礎とする供給区域ごとの状況、リスク要因の評価・分析を含む。）並びに地域間連系線等及び系統アクセスの状況
 - ロ 将来の電気の需給、地域間連系線等及び系統アクセスの状況の見通し
 - ハ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析及び当該分析を踏まえた対策案
 - ② 推進機関は、地域間連系線の利用状況に応じた各供給区域の適切な供給予備力の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な供給予備力の水準について不断に見直さなければならない旨
 - ③ 推進機関は、一般送配電事業者がその供給区域における電圧及び周波数を維持するために必要となる調整力のスペック及び量の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な調整力の水準について不断に見直さなければならない旨
 - ④ 推進機関の業務に関する情報の収集及び調査分析を行う旨並びに当該情報及び調査分析結果を国内外に積極的に発信するために必要な体制
 - ⑤ 災害等が発生した場合には、推進機関が緊急対策本部等を設置する旨及び災害等が発生した場合における参集基準その他の会員が協調して災害復旧等に取り組むために必要な事項。また、災害等が発生した場合には、経済産業大臣に対して、一般送配電事業者である会員の供給区域の総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する情報を報告する旨。
 - ⑥ 推進機関と会員の連携体制を確認する観点から、少なくとも年に1度、災害等対策訓練を実施する旨及び推進機関が被災した場合等においても他の代替拠点等においてもその業務を継続し、又は速やかに再開するための業務継続計画（BCP）を策定する旨。また、少なくとも次の情報を会員から定期に受け取る旨。
 - イ 電気工作物の所在地及びその性能
 - ロ 電源車、携帯用発電機等の保有の状況（燃料の保有の状況を含む。）

- ハ 災害対策のための資機材の保有の状況
 - ニ 災害対策のための人員（協力会社等の人員を含む。）の状況
 - ホ 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
- ⑦ 推進機関は、会員に対するサイバーセキュリティ対策に関する情報提供を行う旨
- (10) 上記1.(2)③のそれぞれのグループに対する公平性を確保すること、需要家利益に配慮すること、透明性を確保することその他の推進機関の業務運営の基本方針及び上記(9)の業務等により得られた知見を、各業務に反映させる仕組みが記載されていること。
- (11) 理事会、評議員会及び個別課題に対応して設置される委員会等の議事録は、原則として公表する旨及びその具体的な方法並びに外部からの情報公開の請求があった場合における具体的な対応方法が記載されていること。
- (12) 組織及びその運営方法に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 推進機関が業務を行う時間及び場所並びに第28条の40第1号の監視等の業務については、24時間これを行う旨
 - ② 理事会の決議事項のうち、送配電等業務指針の策定又は変更その他の会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、会員その他の事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨
 - ③ 理事会の決議事項のうち、地域間連系線等の整備計画の策定又は変更その他の電力系統の運用に重大な影響を及ぼす決議を行う場合には、当該決議に先立って、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する旨
 - ④ 業務の内容に応じて、弁護士、公認会計士、電力系統の運用に専門的な知見を有する者等を、役員又は職員として確保する旨が定められていること。
 - ⑤ 推進機関の業務を遂行するために必要な事務局を置く旨
 - ⑥ 事務局の長として、事務局業務を総括する業務を行う事務局長を置く旨及び事務局に、例えば、総務、企画、計画、運用、紛争処理等の機能を有する部署を置き、これらの部署の事務分掌を定める旨
 - ⑦ 事務局の各部署の総合調整に関する事項並びに電気の需給及び送配電等業務に係る統計、調査及び研究業務を行うために必要な体制を構築する旨
 - ⑧ 監事が行う業務監査が有効に機能するよう、必要な体制を構築する旨
 - ⑨ 職員に関する次に掲げる事項
 - イ 多様な専門性を有した十分な数の職員を事務局の職員として確保する旨
 - ロ 電気事業者からの出向者が職員となる場合には、当該出向者が業務を行う部署が、上記1.(2)③の特定のグループの出身者によって著しく多数を占められないよう留意する旨
 - ハ 出向者の専門性に偏りが無いよう留意する旨

ニ 推進機関のプロパーを偏ることなく配置するよう留意する旨

⑩ 任期付き任用等の柔軟な雇用形態による体制確保を含め、柔軟かつ機動的な事務局体制を構築する旨

⑪ 女性を積極的に登用する旨

(13) 職員及び職員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範が記載されていること。

① 業務遂行上の法令の遵守に関する事項

② 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の盗用の禁止に関する事項

③ 系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項

④ 業務上創造された知的財産の保護に関する事項

⑤ 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥ 倫理的行動に関する事項

⑦ 有価証券等の売買に関する事項

⑧ 他の組織から出向している職員が、出向元と利害関係を有する業務に主担当として携わることを禁止するなど、適切な業務執行に関する事項

(14) 十分な拡張性のある情報処理システムを具備する旨、法制度等の見直し、システム利用者からの改善要請等に応じて、柔軟に当該情報処理システムを更新する旨並びに当該情報処理システムに係る役務又は物品の調達に当たっては、公募を行うなど、透明性及び公平性を確保した調達を行う旨が記載されていること。

(15) 業務に関する帳簿、書類その他の情報の管理に関し、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 情報漏えい、盗用等を防ぐための具体的な方法を就業規則、出向協定書等において定める旨

② 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定に基づき、独立行政法人等が行う文書の管理に準じた管理を行う旨

③ 適切なサイバーセキュリティ対策を講じる旨

3. その他業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(1) 経理的基礎について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。

① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、推進機関がその業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。

② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。

③ その他運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、その業務を健全な

状態で持続的に遂行し得る財政面での確実性が認められること。

- ④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
- (2) 技術的能力について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 緊急時も含めて適確に業務を遂行するために必要な情報を収集・集約することができる仕組みが整えられる見込みがあること。また、情報処理システムを含め、必要かつ十分な能力を備えた施設、設備等が、保有、貸借等により確保される見込みがあること。さらに、これらの施設、設備等を操るために十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
 - ② 役員が十分な技術的能力・経験等を有していること。
 - ③ 技術的能力・経験等を有する職員が十分に確保される見込みがあること。また、当該職員が適切に配置される見込みがあること。
 - ④ 施設、設備等の管理責任者が確実に選任される見込みがあること。
- (3) 業務の継続性について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 事務所、情報処理システム、情報の伝送手段等に関して、多重化が図られている、又は図られる確実性が高い具体的な計画を有していること。
 - ② 業務継続計画（BCP）が、推進機関が被災した場合等においてもその業務を継続し、又は速やかに再開するために十分なものであること。
- (4) 業務を開始するまでに行う準備に関する計画に、業務を開始するまでに行う事項及びその予定が記載されていること。

別添3

電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可に係る審査基準については、送配電等業務指針が、以下のとおり定められ、かつ、その内容が同条第2項各号に適合することとする。

1. 法第28条の45第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - (1) 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が策定する別添2の2.（4）⑥に規定する長期方針には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないこととする旨
 - ① 以下の事項を含む別添2の1.（4）②（ix）に規定する地域間連系線等の整備の基本的な考え方
 - イ 我が国全体における将来の電気の需給に関する事項
 - ロ 我が国全体における将来の地域間連系線等の在り方に関する事項
 - ② 以下の事項を含む地域間連系線等整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項
 - イ 上記①イの検討に際しての留意事項
 - ・前年度までの電気の需給の状況
 - ・社会的経済的事項の変化を踏まえた電気の需給の見通し
 - ・一般送配電事業者の供給区域の特性
 - ロ 上記①ロの検討に際しての留意事項
 - ・広域的な電力取引の環境整備の見通し
 - ・大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度
 - ・一般送配電事業者の供給区域の特性
 - ・流通設備の経年情報や技術開発の進展等の技術的情報
 - (2) 一般送配電事業者は、推進機関が策定する長期方針を基礎としつつ、少なくとも次に掲げる事項の蓋然性を総合的に勘案して、地域内送電線の増強に係る整備計画を策定しなければならない旨
 - ① 需要の見通し（節電、デマンドリスポンスの見通しを含む。）
 - ② 電源開発計画
 - ③ 流通設備の更新計画
 - ④ 系統アクセス業務の状況
 - ⑤ 地内送電線における発電用の電気工作物の連系制約が発生している地域の状況
 - ⑥ 地域間連系線の運用容量に制約を与えている地内送電線の状況
 - (3) 推進機関が策定する個別の地域間連系線等の整備計画（以下「地域間連系線等の整

備計画」という。)には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないこととする旨

- ① 地域間連系線等の増強の必要性、その代替案との比較の考え方
 - ② 増強する送電容量の考え方
 - ③ 増強方法（既設増強、新設、概略ルート）の考え方
 - ④ 概算工事費の考え方
 - ⑤ 増強の完了時期
 - ⑥ 地域間連系線等に係る建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）及びこれを実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）の選定結果
 - ⑦ 受益者に関する考え方
 - ⑧ 費用負担割合に関する考え方及び費用負担割合
- (4) 地域間連系線等の整備計画の策定及び実施に関する少なくとも次に掲げる事項
- ① 総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等（以下単に「審議会等」という。）を踏まえた、地域間連系線等の整備計画の策定に当たる標準検討期間
 - ② 地域間連系線等の整備計画を策定した場合の定期的な追跡調査の方法
 - ③ 地域間連系線等の整備計画に係る事業実施主体は、定期的に、推進機関に対し、当該計画の進捗の確認に必要な情報として、推進機関が定める情報を、提出しなければならないこと。
- (5) 推進機関は、以下の要件を満たす場合には、地域間連系線等の整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）を開始しなければならない旨
- ① 経済産業大臣からの地域間連系線等の整備に関する検討の要請があった場合
 - ② 推進機関が、以下の観点から、計画策定プロセスの開始が必要であると認める場合
- イ 安定供給の観点
- ・複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、このことにより一般送配電事業者の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、地域間連系線が運用容量まで使用されたにも関わらず供給支障が発生した場合
 - ・発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合
- ロ 広域的な電力取引の環境整備の観点
- ・送配電等業務指針においてあらかじめ定める定量的な要件に照らして、地域間連系線の空容量その他の利用状況を確認し、計画策定プロセスを開始する必要があると認められる場合
 - ・送配電等業務指針においてあらかじめ定める定量的な要件に照らして、電力市場の分断の発生その他の電力市場取引の実績を確認し、計画策定プロセスを開始する必要があると認められる場合

- ・送配電等業務指針においてあらかじめ定める定量的な要件に照らして、地内基幹送電線に係る運用容量、最大需要時又は最小需要時の潮流状況の調査による出力制限の状況を勘案し、計画策定プロセスを開始する必要があると認められる場合
 - ・送配電等業務指針においてあらかじめ定める定量的な要件に照らして、過去の計画策定プロセスで実現しなかった地域間連系線等の増強計画その他の過去の実績を確認し、計画策定プロセスを開始する必要があると認められる場合
- ③ 電気供給事業者より、下記（６）の観点からその必要性に関する提起があった場合であって、以下の要件を満たす場合
- イ 下記（６）①に基づく提起がなされた場合にあつては、上記②イと同様、安定供給の観点から必要性が認められる場合
- ロ 下記（６）②又は③に基づく提起がなされた場合にあつては、以下の要件を満たす場合
- ・提起者が希望する接続又は取引に係る電力が、推進機関が確認する追加的に送電することができる電力を超過し、その電力が一定規模以上である場合
 - ・提起者の費用負担の意思及び費用負担の意思を裏付ける財務的能力があると認められる場合
 - ・提起の対象となる電線路が、地内基幹送電線であつて、直接的には地域間連系線の運用容量の算定等に影響を与えない電線路である場合にあつては、推進機関が一般送配電事業者に対して当該電線路に係る状況確認を行った上、当該一般送配電事業者の当該電線路の整備計画では、提起された内容が実現できないと認められる場合
- （６）電気供給事業者は、以下の要件を満たす場合、推進機関に対して、計画策定プロセスの開始を提起できることとする旨
- ① 一般送配電事業者が、安定供給の観点から必要であると認める場合
- ② 電気供給事業者が、新たに発電用の電気工作物を設置することに伴い必要性が生ずる場合として、以下に該当する場合
- イ 系統アクセスに係る接続検討を申し込み、その回答を得ていること（連系不可の回答を得ている場合を含む。）
- ロ 設置する電源の規模の合計が一定規模以上であること（複数の電気供給事業者が共同で提案する場合を含む。）
- ハ 当該電気工作物を活用して、広域的な電力取引を行おうとする者であること。
- ③ 電気供給事業者が、広域的な電力取引を希望する場合として、一定規模以上の電力の広域的な取引を拡大しようとする場合（複数の電気供給事業者が共同で提案する場合を含む。）
- （７）推進機関は、計画策定プロセスを次のとおり進めなければならない旨
- ① 上記（５）②又は③により計画策定プロセスを開始する場合にあつては、以下の内

容を含む計画策定プロセスの進め方を策定する。また、電気供給事業者からの提起をもって計画策定プロセスを開始した場合には、当該電気供給事業者に対し、その旨を書面で通知する。

イ 対象となる地域間連系線等について、過去の検討結果又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合結果

ロ 計画策定プロセスの必要性

ハ 提起内容から想定される標準検討期間

② 計画策定プロセスの進め方を踏まえ、少なくとも以下の内容を含む地域間連系線等の整備に係る基本要件を定める。

イ 増強の目的及び期待される効果

ロ 必要な増強容量

ハ 概略ルート

ニ 工事期間

ホ 概算工事費

ヘ 今後の予定

③ 地域間連系線等の整備に係る基本要件を検討するに際しては、必要に応じ、提起者以外の事業者を募集し、受益者を特定した上で、当該事業者の希望に応じた増強容量等を定める。

④ 実施案を募集するための公募要領（評価方法を含む。）を策定し、公募の上、実施案及び事業実施主体を決定する（ただし、既存設備の増強を行うことが最も合理的であることが明らかな場合その他募集を行う必要がない場合を除く。）。

⑤ 当該実施案の実施に係る受益者及び費用負担の割合を以下のとおり定め、費用負担の割合の設定根拠を公表する。

イ 費用負担については、受益者負担を原則とし、推進機関が個別の実施案ごとに増強目的に応じて、一般負担分と特定負担分の別や一般負担の配分を決定する

ロ 地域間連系線等の増強効果と受益者（費用負担者）の基本的な考え方を例示する

ハ 費用負担者の特定負担及び一般負担分の費用負担の割合の決定手続きを定める

ニ 費用負担の割合の決定に不服がある場合等の手続き（再検討の申請、提起者の提起の取下げ等）について定める。

⑥ 推進機関は、標準検討期間内に地域間連系線等の整備計画を取りまとめることができない場合は、新たな取りまとめの目途を定め、当該期間内に中間報告とともに公表する。

⑦ 計画策定プロセスの開始を提起した電気供給事業者や同プロセスに応募した者は、推進機関が受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由があれば、提起や応募の取下げ、事業計画の変更等を認める旨

(8) (1) から (7) までのほか、審議会等を踏まえ、法第28条の45第1号に規定す

る事項について指針とすべき事項

2. 法第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) 一般送配電事業者が、発電用の電気工作物と一般送配電事業者が維持し及び運用する電線路との電氣的な接続（以下「系統アクセス」という。）に係る業務を実施するに当たる標準的な業務フロー（事前相談、接続検討、契約申込その他の系統アクセスに係る手続（※）を含む。）、申請及び回答様式、標準処理期間並びに接続検討及び回答に係る業務改善の方法

(※)

事前相談：系統アクセスに係る任意の相談（あくまで任意であり、必要プロセスではない。）

接続検討：系統アクセスの可否に係る検討

契約申込：系統アクセスの申込み

(2) 一般送配電事業者は、系統アクセスに係る情報の提示、事前相談、接続検討、契約申込等を受け付ける窓口を各社ホームページにおいて明示的に示さなければならない旨

(3) 一般送配電事業者は、電力系統への連系を希望する者（以下「系統連系希望者」という。）より、系統情報の提示の要請があった場合には、速やかに、かつ、誠実に応ずるとともに、少なくとも以下の対応を行わなければならない旨

① 「系統情報の公表の考え方」（2015資電部第17号。以下「系統情報ガイドライン」という。）に基づき、系統情報の提示を行う。

② 系統図上において、系統連系希望者から求められた発電希望地点、当該希望地点の発電設備を連系する場合に接続先の候補となり得る送変電設備の位置、当該希望地点周辺における送変電設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明を行う。

③ 系統連系希望者が求める系統情報の提示の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対し、その理由及び閲覧可能な情報を提示する。

(4) 一般送配電事業者は、あらかじめ、事前相談に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、事前相談の申込みを受け付けた場合には、

① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨

② 当該案件が、一定規模（別添2の2（8）⑦イに規定する規模。以下④及び⑤並びに（5）、（6）及び（8）において同じ。）以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、事前相談を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨

- ③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなければならない旨
 - ④ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
 - ⑤ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨
- (5) 一般送配電事業者は、あらかじめ、接続検討に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、接続検討の申込みを受け付けた場合には、
- ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨
 - ② 当該案件が、一定規模以上の電源に係る案件である場合、受付後速やかに、接続検討を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨
 - ③ その回答に当たっては、系統情報ガイドラインに基づき、情報の提示を行わなければならない旨
 - ④ 系統連系希望者が希望した受電電力に対する連系ができなかった場合や、運用上の制約が生ずる場合にあっては、上記③の事項に加え、以下の事項について回答書において明示しなければならない旨
- イ 地内基幹送電線の送変電設備が制約となる場合には、推進機関における計画策定プロセスの手法があること。
- ロ 系統連系希望者の特定負担となる送変電設備が制約となる場合であって、当該設備の増強が一定規模以上になることが見込まれる場合には、推進機関が、近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の系統連系希望者による増強を実現する手法があること。
- ⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
 - ⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨

- (6) 一般送配電事業者は、あらかじめ、契約申込に係る標準処理期間を定めなければならない旨及び系統連系希望者より、契約申込を受け付けた場合には、
- ① 受付後速やかに、その標準処理期間内の日を回答予定日とし、系統連系希望者に対して、通知しなければならない旨
 - ② 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、受付後速やかに、契約申込を受け付けた旨並びに受付日及び回答予定日を推進機関に対して報告しなければならない旨
 - ③ 接続検討結果に基づき、系統連系工事設計を行い、契約申込に対する回答を書面にて回答しなければならない旨
 - ④ 上記③の回答が、接続検討結果と異なる場合には、その旨及び異なることとなった理由を、系統連系希望者に対して、説明しなければならない旨
 - ⑤ 回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、進捗状況、超過する理由及び回答日の見込みを系統連系希望者に通知するとともに、系統連系希望者の要請に応じ説明を行わなければならない旨並びに当該案件が一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合は、推進機関に報告するとともに、推進機関の要請に応じ説明を行わなければならない旨
 - ⑥ 当該案件が、一定規模以上の発電用の電気工作物に係る案件である場合、系統連系希望者に対する回答後速やかに、回答概要及び回答日を、推進機関に対して報告しなければならない旨
- (7) 一般送配電事業者は、接続検討及び契約申込みの回答における概算工事費や工事費負担金概算の算定に当たっては、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(2015資電部第16号)に基づき、検討を行う旨
- (8) 一定規模以上の系統アクセスに係る事前相談又は接続検討を希望する者(旧一般電気事業者の発電部門であった発電事業者を除く。)は、一般送配電事業者又は推進機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる旨並びに旧一般電気事業者の発電部門であった発電事業者は、一定規模以上の系統アクセスに係る事前相談又は接続検討の申込みを希望する場合には、推進機関に対して申込みを行わなければならない旨
- (9) 一般送配電事業者は、推進機関から事前相談又は接続検討の依頼を受けた場合であって、推進機関が指定する期間内に回答ができない場合には、推進機関に対し、その理由を、書面にて提出しなければならない旨
- (10) 一般送配電事業者は、審議会等を踏まえ、一定の電源に係る系統アクセスの案件について、定期的に、少なくとも、事前相談、接続検討及び契約申込に係る電圧階級別の受付日及び回答日を推進機関に提出しなければならない旨
- (11) 一般送配電事業者は、接続検討の回答をしようとする場合であって、①系統連系

希望者の特定負担となる送変電設備の増強が一定規模以上になることが見込まれ、かつ、②地域間連系線等の増強が必要となり、近隣の電源接続案件の募集手続の対象となり得る場合には、速やかに、推進機関に報告しなければならない旨

(1 2) 発電事業者は、電力設備容量が一定規模以上の発電用の電気工作物の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、推進機関に届け出る旨

(1 3) 一般送配電事業者は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(16 資電部第 1 1 4 号) その他のルール等を踏まえ、電力系統への接続を行う発電設備及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確化しなければならない旨

(1 4) (1) から (1 3) までのほか、審議会等を踏まえ、法第 2 8 条の 4 5 第 2 号に規定する事項について指針とすべき事項

3. 広域的運営推進機関に関する省令(平成 2 6 年経済産業省令第 3 6 号。以下「省令」という。)第 1 2 条第 1 号に掲げる事項として、上記 1 に準じた内容が記載されていること

4. 省令第 1 2 条第 2 号に掲げる事項として、上記 2 (1 3) に準じた内容が記載されていること

5. 省令第 1 2 条第 3 号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) 需要想定に関する事項

電気事業者は、少なくとも次に掲げる考え方及び推進機関が策定した需要想定要領に基づき、その供給計画における需要想定を適切に行わなければならない旨

① 一般送配電事業者は、推進機関から提供される情報を前提に、その供給区域の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、その結果を推進機関に提出するとともに、需要想定に反映しなければならない旨

② 電気事業者は、推進機関から提供される情報、電源の調達計画、電気の販売計画等を踏まえ、その小売供給の相手方の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、当該検証結果をその需要想定に反映しなければならない旨

(2) 供給力の量に係る供給信頼度の確保に関する事項

電気事業者は、推進機関より、供給力の量に係る供給信頼度の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

(3) 供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項

- ① 周波数に係る事項について、一般送配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の別添2の2.(9)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
 - ② 電圧に係る事項について、一般送配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の別添2の2.(9)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
 - ③ 停電に係る事項について、一般送配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき経済産業大臣に提出している情報その他の別添2の2.(9)①の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨
- (4) (1) から (3) までのほか、審議会等を踏まえ、省令第12条第3号に規定する事項について指針とすべき事項

6. 省令第12条第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) 需給計画に関する事項

会員は、推進機関に提出する翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画において、合理的な予測に基づく需要想定及びこれに応ずる計画を記載しなければならない旨

(2) 一般送配電事業者による調整力（別添2の2(9)③に規定する調整力をいう。以下同じ。）の確保に関する事項

① 一般送配電事業者は、毎年度、翌年度における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務を行うために必要とする調整力の量、スペック、これらを必要とする理由及びその確保に関する計画を推進機関に提出しなければならない旨

② 一般送配電事業者は、毎年度、前年度における上記①の計画に対する調整力の活用実績を、推進機関に提出しなければならない旨

③ 一般送配電事業者は、必要となる調整力の公募調達等を行わなければならない旨

(3) 作業停止計画（流通設備又は発電設備について、これらの点検や修繕等の作業を実施するための当該流通設備又は発電設備の停止に関する計画をいう。以下同じ。）の調整に関する事項

① 透明性及び公平性確保の観点から、一般送配電事業者が、作業停止計画を策定するに当たって遵守すべき、以下の事項を含む調整の手順

イ 電気供給事業者は、その維持及び運用する設備の作業停止計画を、一般送配電事業者に対して、提出しなければならない旨

ロ 一般送配電事業者は、発電計画等に影響が出る者その他の関係電気供給事業者の意見を聴いた上で調整を進めなければならない旨

② 一般送配電事業者は、推進機関により地域間連系線等に係る作業停止計画が取りま

とめられたときは、発電計画等に影響が出る者その他の関係電気供給事業者に対して、適切に情報開示を行わなければならない旨

- ③ 一般送配電事業者及び当該一般送配電事業者の電力系統に接続する電気工作物を維持し、及び運用する電気供給事業者は、作業事故や供給支障を生じさせることのないよう、設備を停止する際の作業停止手順を予め定めなければならない旨並びに作業停止計画及び作業停止手順に基づき、相互に協調して作業を行わなければならない旨

(4) 地域間連系線の運用に関する事項

① 運用容量の算定に係る事項

イ 運用容量は、地域間連系線等に通常想定し得る設備故障が発生した場合においても、系統の安定運用が可能とするために必要な容量を定めるものとする旨

ロ 運用容量は、原則として、30分毎の断面で定めるものとする旨

ハ 運用容量は、自然変動電源の接続等により電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる期間、その空容量の状況に応じて、例えば、安定度制約が生じない地域間連系線において、期間を限定して短時間に限定した熱容量を運用容量として設定するなどにより、地域間連系線利用を拡大させるものとする旨

② 出力制御に制約等のある電源等の取扱いに係る事項

出力制御に制約等のある電源等は、地域間連系線の混雑の発生に伴う出力抑制の対象外とする旨

- (5) 一般送配電事業者は、広域的な周波数の調整を行うための手順等に従い必要な措置を講じる旨

(6) 下げ代不足の場合に関する事項

① 軽負荷期等に、供給力の量が需要の量を上回った場合における電源の出力制御に係る順位については以下を基本とする旨

イ 一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力及び一般送配電事業者からオンラインでの調整ができる火力発電等の出力抑制（※1）及び揚水式発電機の揚水運転

ロ 一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない火力発電等の出力抑制（※1、※2、※3）

ハ 地域間連系線を活用した広域的な系統運用（広域周波数調整）

ニ バイオマス発電設備の出力抑制（※4）

ホ 自然変動電源（太陽光発電設備・風力発電設備）の出力抑制（※5）

ヘ 第28条の44に基づく推進機関の指示

ト 長期固定電源の出力抑制

※1 火力発電設備には、バイオマス混焼発電（地域資源バイオマス発電設備を除く。）を含む。また、自家発電の余剰電力等の経済活動に伴って出力が発生する等の要因により出力を調整できないものは対象外とする。

※2 原則、発電事業者に差損が発生しない範囲内で発電計画の変更を指令するものと

するが、必要に応じて、発電事業者に差損が発生する場合にも指令できる。

※3 オンライン調整が可能な発電用の電気工作物であっても、一般送配電事業者からオンライン指令する契約をしない場合には、オンラインでの調整ができない火力発電設備等を含む。

※4 バイオマス専焼の出力抑制後に地域資源バイオマス発電設備の出力抑制（出力抑制が困難なものを除く。）を行う。

※5 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）の対象電源と再エネ特措法の対象外電源は同列とする。ただし、再エネ特措法の対象電源間の出力抑制の順序は、再エネ特措法関連法令等に従うこととする。

② 一般送配電事業者は、想定を超える発電量の発生により下げしろ不足が発生し、電気の需給を改善する必要がある場合（緊急時）には、取引所の市場閉鎖前であっても、推進機関に対して、広域運用の指示の要請を行うことができる旨（ただし、推進機関による指示の発動は、上記①の順位による。）

③ 一般送配電事業者は、抑制指令を受けた者に対して、運用状況と実施した指令内容について説明責任を負う旨、上記①ロ以降の抑制指令を行った場合は事後検証用のデータを推進機関に提出しなければならない旨

(7) 緊急時の対応に関する事項

① 電気供給事業者は、災害等の緊急時には、推進機関と連携し、災害等への対応を行わなければならない旨

② 電気供給事業者は、平時より、業務規程に定める情報の提出、推進機関による訓練への参加その他の推進機関からの要請に応じて適切に対応しなければならない旨

(8) 電力融通に関する事項

一般送配電事業者は、推進機関の指示に基づき緊急的な供給力の不足分を調達するための一般送配電事業者の系統部門間の電力融通を行う場合の取引価格等をあらかじめ公表しなければならない旨

(9) (1) から (8) までのほか、審議会等を踏まえ、電気事業者が、運用業務を実施する上で指針とすべき事項

7. 省令第12条第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) 一般送配電事業者は、系統情報ガイドラインに関する考え方の内容を踏まえ、系統情報の公表を行わなければならない旨

(2) 一般送配電事業者は、推進機関が、系統情報ガイドラインの内容を踏まえて系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく、推進機関に提出しなければならない旨

- (3) 一般送配電事業者は、供給区域のインバランス量を推進機関に提出しなければならない旨